業務名称:ケータリングカーによる飲食品販売業務委託事業者募集(令和7年1月)

【質疑応答】

番号	質問	回答
1	私たちは個人事業主として開始してから1年未満です。 農家で、自分たちが栽培した野菜をメインに加工して キッチンカーで販売しております。 応募資格に経歴が3年以上とありますが、この状況です と応募は難しいでしょうか?	飲食店もしくはキッチンカーの営業許可の日付や沿革などをあわせ3年以上の経営実績を確認させていただいております。 個人事業主として開始してから1年未満ということですと、残念ながら応募資格に該当していないことになります。
2	営業日数や時間について質問させていただきます。 指示する営業日に従ってとあります。 都合の悪いや時間などの場合変更などは可能でしょう か。	営業日については、御契約者様と弊社の各公園担当者で事前に調整させていただいております。なお、やむを得ない理由により変更する場合は、必ず事前に出店出来ない旨の連絡をしてください。
3	4納税証明書について ・証明は単年度(R5年度)でOKですか ・証明は、滞納がないことの証明か、税額の証明のどちらになりますか?	4納税証明書について、期間は単年度で問題ございません。また証明内容は、滞納がないことの証明で問題ございません。
4	8会社概要、9営業所一覧について ・個人事業主は申請書に添付されている4ページ目 フォームに記載することでOKですか?	8会社概要、9営業所一覧について、個人事業主の方は申請書に添付されている4ページ目フォームに記載することが可能であれば問題ございません。
5	10会社の沿革について個人事業主はどのように記載 すればよいですか?	提出書類記載の10会社の沿革については、事業を開始された日付、実施されている事業(事業が複数の場合はその開始と終了)及び社名や商号、屋号等の変更履歴を記載してください。なお、様式は定めておりません。
6	今回は単独(1台)で申請し、複数台(20台)派遣の営業 車についてのみ、後日追加申請できますか?	単独(1台)で申請いただき、後日に複数台(20台)の営業車を御登録いただくことは可能です。しかし、追加の場合も事前に御提出いただく書類がございますので、必ず事前に御相談ください。追加出店が可能となる日にちは、書類確認後に別途御連絡いたします。

番号	質問	回答
7	その他、個人事業主の申請について留意事項があればご教示ください。	特別にはございませんが、御申請に関しての不明点 は、メールもしくはお電話にて御相談いただけますよう お願いいたします。
8	この度、キッチンカー出店において提出書類一覧を拝見し営業所一覧の記載・会社の沿革・主な取引先一覧について どのような書類を提出すればよろしいか教えていただきたく質問させていただきました。	提出書類記載の9営業所一覧については、拠点となる 営業所の営業所名と御住所を記載してください。なお複 数の営業所がございましたらあわせて記載してくださ い。 10会社の沿革については、番号5の回答を御覧ください。 11主な取引先については、主な仕入れ先や販売先を記 入してください。 なお、いずれも様式は定めておりません。
9	個人事業税は対象外で納税証明書はありませんが、大 丈夫でしょうか?	対象外ということであれば、その対象外となっている理由をお伺いいたしますので、申請にあわせて御連絡ください。